

最終講義：2008 年 1 月 21 日

戦後日本の国家と社会の現在

— 戦争責任，歴史認識，従軍慰安婦，
戦後賠償・補償から見た

国 分 幸

プロローグ

1. 「ポツダム宣言」， 2. 「玉音放送」， 3. 民主化に対する当時の支配層の無理解
- [I] 戦争責任の曖昧化
 1. 天皇の戦争責任問題， 2. 天皇の退位問題， 3. 天皇の免責，
 4. 戦争責任追及の不徹底の背景
- [II] 歴史認識の問題
 1. 侵略についての歴代首相の認識， 2. 歴史教科書の検定・改定問題
- [III] 国家神道イデオロギーと靖国参拝
 1. 国家神道イデオロギー（軍国主義）， 2. 首相の靖国参拝の問題性，
 3. 小泉元首相の参拝の矛盾
- [IV] 従軍（軍隊）慰安婦問題の再燃
 1. 安倍前首相の発言， 2. 国会議員・教授等による米紙広告，
 3. 各国議会による謝罪要求決議案の可決
- [V] 戦後の賠償と補償
 1. 国家賠償と補償， 2. オランダとの私的請求権解決議定書の問題性

プロローグ

1. 「ポツダム宣言」(7.26)

ポツダム会談(7.17-8.2)が開始されるその前日に米国は**原爆実験**に成功している。日本はこの宣言を当初**黙殺**(7.28)したわけであるが、受諾するまでの間に二個の原爆が投下され、ソ連が参戦するに至った。日本がこだわったのは周知のように**国体**(天皇制)**護持**の一事であり、この点の確認のために受諾の決定が長引き、多大な犠牲者がさらに生ずることになったわけである。

日本の受諾条件は次のとおりである。

「**天皇の国家統治の大権**に変更を加えるいかなる要求をも包含していないという諒解」。

これに対するバーンズ回答文は次の如くである。

「降伏の瞬間から**天皇**および日本政府の国を統治する権限は**連合国軍最高司令官**に**従属**するも

のとする」(第1項)。「日本の究極的政治形態はポツダム宣言に従い、日本国民が自由に表明した意思に従い決定されるべきである」(第4項)。

この回答を見て差し当たり国体は護持されると解釈し、8.10の御前会議で受諾・降伏を決定し、ようやく8.14に受諾を通告したわけである¹⁾。

ポツダム宣言は14項目を掲げているが、本稿に特に関わるのは**軍国主義の除去**(第6項)、**戦争犯罪人に対する厳重な処罰**ならびに**民主主義の確立**(第10項)について述べている両項である²⁾。

2. 「玉音放送」(終戦の詔勅)

「敗戦」とか「終戦」という言葉はここでは使用されておらず、「時局ヲ收拾セムト欲シ、……共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ」とあるのみである。玉音放送に続くアナウンサーの解説によって初めて大方の人びとは「終戦」を知ったというのが実情である³⁾。

3. 民主化に対する当時の**支配層の無理解**

この無理解を象徴するのは、マッカーサーの改憲要求を受けて、閣議により設置された憲法問題調査委員会による**自主的な憲法草案**である。その基本的立場は、天皇を主権者とする非民主的な明治憲法とあまり大差のないものであった。こうした立場の人たちからすれば、GHQ(占領軍総司令部)案にもとづく現行憲法は「押し付け憲法」ということになる。しかしわれわれは民間の憲法研究会による**もう一つの自主的な憲法草案**があり、軍事条項こそ欠いてはいるが、これがGHQ案の基礎にあることを銘記すべきである。

[I] 戦争責任の曖昧化

1. 天皇の戦争責任問題

明治憲法における「天皇の大権」は次の二つである。

- 1) 国務：政府、議会、裁判所が補佐し、内閣の輔弼によりこれを総覧する。
- 2) 統帥：陸軍参謀総長と海軍軍令部総長の補佐によりこれを総覧する。

天皇は陸海軍を統率する「大元帥」とされる(「軍人勅諭」1882)。明治憲法の制定による立憲君主制への移行(1882)に伴い、それと引換えに兵権は国務権から独立させられ、統帥権として天皇に直属させられたわけである。天皇の軍隊を意味する「皇軍」という名称がそれをよく示している。よく言われるように天皇は、政府や軍の決定した最終案を裁可の段階ではそのまま受け入

れることを原則としていたが、しかし裁可に至る**内奏の段階**では自己の意思を表示したりする場合が少なくなかった。

例えば天皇は、日中が全面的な戦争状態に移行した直後に、参謀総長と軍令部総長が戦況を上奏した際に（37.8.18）、次のように下問している。「かくの如くして諸方（華北・上海・青島）に兵を用うとも戦局は長引くのみなり。重点に兵を集め大打撃を加えたる上にて、我の公明なる態度をもって和平に導き、すみやかに時局を取捨するの方策なきや。即ち支那をして反省せしむるの方途なきや」¹⁾。この下問に対する回答として海軍の渡洋爆撃、南京爆撃が開始される。天皇は32年の第一次上海事変について次のようにさえ語っている。「上海で戦闘地域をあの程度に喰い止め、事件の拡大を防いだのは、白川大将の功績である。3月3日に停戦したが、あれは奉勅命令によったのではなく、私が特に白川に事件の不拡大を命じて置いたからである」²⁾。天皇はまた満州事変については「満州は田舎であるから、事件が起っても大した事はない」との認識を示して軍事行動をいわば容認³⁾、この事変の発端となった柳条湖事件を画策した関東軍幕僚たちや独断で出兵した朝鮮軍司令官はその後厚遇され、関東軍には「朕深クソノ忠烈ヲ嘉ス」との勅語が与えられている。

天皇の戦争責任に関する重臣たちの発言には次のようなものがある。

① 近衛文麿：「(彼が首相を辞任する前に望んでいたローズヴェルトとの会談での「日本軍の中国からの撤兵」という幻に終わった合意事項に言及して……) ポツダム宣言受諾の際の『聖断』と同じようなかたちでの天皇の直接介入があれば、日米間の懸案事項は解決できたはずである。」

「**統帥権**の問題は、政府には全然発言権がなく、政府と統帥部との両方を抑え得るのは、陛下ただ御一人である」(45.11.12)⁴⁾。

② 高松宮：「あの戦争は陛下がお停めになろうとすればお停めになれたはずだった」⁵⁾。

③ 東条英機：「日本国民が天皇の意思に反した行動をすることはない。いわんや日本の高官においておや」(47.12.31)⁶⁾。「これでは天皇に戦争責任があることになる」とする周囲の人びとの意見に従い、彼は後に(48.1.6)この証言を撤回し、「天皇は東条の進言でしぶしぶ御同意になった」と再証言している。

④ 昭和天皇：「私は、戦争遂行において、わが国民によるあらゆる政治的および軍事的な決定と実行に対して全責任を負うものである」(45.9.27)⁷⁾。

2. 天皇の退位問題（四波にわたる）

① 近衛は天皇退位につき米内光政、岡田啓介らと協議し、退位→出家→法皇という処理の仕方考えた(45.1.25)。

② 木戸幸一は、天皇が敗戦直後の時点(8.29)で退位を示唆したときにはたしなめたが、平和条約締結の際に退位することを勧めている(45.12.10)。

「今度の敗戦については何としても陛下に御責任あることなれば、……講和条約の成立したる時……責任をおとり遊ばれ、御退位遊ばされるのが至当なりと思う。……もしかくのごとくせざれば、皇室だけが遂に責任をおとりにならぬことになり、何か割り切れぬ空気を残し、永久の禍根となるにあらざるやを虞れる」⁸⁾。

サンフランシスコ条約が調印された直後にも、松平泰昌を介して退位を勧めている (51.9)。

③ 皇族の発言：東久邇宮 (『読売報知』46.2.27)、三笠宮 (枢密院本会議 46.2.27)⁹⁾。

④ 天皇自らが「過去数年の日本の運命を左右する決定を下したことへの責任を感じ」退位したい意向を伝えている (48.6)¹⁰⁾。これとは別に天皇には謝罪詔書草稿がある (48年秋～冬)。退位論の再三の高揚に直面してしたためられたものであるが、「朕ノ不徳ナル、深ク天下ニ愧ズ」と謝罪しつつも天皇は地位に留まる旨述べている¹¹⁾。かくして退位は結局実現しなかったわけであるが、その背景にはそれを望まなかったマッカーサーの意志がある。彼は戦争責任をいわば取らせなかったわけであり、その結果「政治体としての自立性を奪われた」との指摘がある¹²⁾。

3. 天皇の免責

① 当時の米の世論の7割は天皇を戦犯と考えている。

天皇・マッカーサー第一回会談 (9.27) でマッカーサーは天皇に積極的な占領協力を要請しており、かくして天皇は戦争責任問題の窮地を脱する。マッカーサーは「占領統治の円滑化のため、天皇を最大限利用し、天皇を戦犯として訴追しない胎を固めていた」と考えられ、訴追すれば「少なくとも100万の軍隊と数10万の行政官と戦時補給体制の確立が不可欠になる」と述べている¹³⁾。

幣原内閣は天皇免責論の主要な論点を全て含む「戦争責任に関する件」をやがて閣議決定し (11.5)、かくしてここにその後繰返し唱えられることになる「平和天皇」論の原型が成立するに至る¹⁴⁾。

② 天皇は政治的、道義的に責任がある。免責は、占領政策の容易化と極東の国際情勢のためである。命令系統のtopの免責は、日本の戦争責任を曖昧にした一因である¹⁵⁾。

「組織の代表者がその地位から身を引く」というルールが守られない場合、日本社会は丸ごと「無責任社会」になるほかはない¹⁶⁾。

4. 戦争責任追及の不徹底の背景

不徹底の背景にあるのは次の二つの事態である。

1) 冷戦が開始する (米英仏ソの四国外相会議 47.3～4)。

2) GHQ がポツダム宣言第6、10項の遂行から後退する。

GHQ は、日本に対し軍国主義の除去および道義の回復を求めるよりは、天皇、政治的指導

者、官僚などの旧体制を利用する政策に転換した。その結果、日本の支配層は軍と一部の政府高官を排除しただけで、ほとんど無傷のまま日本社会で延命するに至った。歴史を歪曲してでもアジア侵略の過去を正当化しようとする傾向はここに淵源する¹⁷⁾。

A級戦犯7名は処刑されるが(48.12.23)、他方その翌日、岸、児玉、笹川などのA級戦犯容疑者17名は突如釈放され、かれらはB、C級戦犯となり、最終的には不起訴となる。こうしてA級戦犯容疑者の戦争責任追及は竜頭蛇尾に終わる。ちなみに、児玉誉士夫は児玉機関を作って大陸で活躍し、戦時利得30億余円(現在価値換算≒35倍=1050億円)の資産を持っていたことが逮捕令と相次いで報道された。「天皇制護持」を条件に、彼はその一部(7000万円+ダイヤモンドとプラチナ≒現在価値25億円余)を鳩山の自由党結成(1946)の際に提供している¹⁸⁾。

〔II〕 歴史認識の問題

1. 侵略についての歴代首相の認識

鈴木首相(80.7~82.11)までは侵略という言葉を使用していない。中曽根首相に到り、「国際的に侵略であるという厳しい批判を受けている事実は、十分に認識する必要がある」と間接的な形でのみ侵略を認める。竹下、宮沢首相は「侵略的事実を否定することはできない」と国会で答弁しているが、「侵略戦争であった、間違った戦争であった」と明言したのは細川首相が初めてである。

2. 歴史教科書の検定・改定問題

① 検定による「侵略」、「南京虐殺」、「強制連行」、「従軍＝軍隊慰安婦」、「沖縄戦」などの書き換えや削除が繰返されている。昨年は、高校の歴史教科書の検定で、文科省が沖縄戦の「集団自決」に関する記述から「日本軍の強制」という文言を削除したことが社会的な問題となった。沖縄県民の抗議の動きを受けて文科省は出版社からの訂正申請を受け付けることになったが、しかし「日本軍による強制」という記述は認められず、「強制的な状況のもとで、住民は、集団自害と殺しあいに追い込まれた」という具合に軍の責任は曖昧にされたままにとどまり、今後の問題を残した¹⁾。とはいえ、この削除問題がきっかけとなり、これまで口を閉ざしていた多くの体験者たちが公開の場で証言するに至り、そうした証言の中には軍による強制を明示しているものもある²⁾。

② 家永教科書裁判

侵略戦争の事実(南京虐殺や中国人婦女への陵辱、731部隊など)を教科書から消そうとした検定の違法性を最高裁判決が認めることによって、裁判は一応の決着を見た(97.8)。しかしそこ

に至るまで32年に及ぶ歳月を要している。南京事件最中の「百人斬り競争」訴訟に関しても「競争した事実自体を否定することはできない」とする、遺族には厳しい最高裁判決が出て、訴訟は決着した(06.12.22)。裁判の過程で、当事者の両少尉は南京陥落後も競争を継続(最終的には374人:305人)していた事実も新たに判明した³⁾。

[III] 国家神道イデオロギーと靖国参拝

1. 国家神道イデオロギー(軍国主義)

① イデオロギーそのもの

「天皇ヲ以テ現御神トシ、カツ日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スヘキ運命ヲ有ス」との観念。

これは「年頭詔書」(46.1.1)の中の一節である。この詔書において天皇は上記の観念を否定したので、それは「人間宣言」と通称される。このようなイデオロギーを注入されて国民は侵略戦争に駆り出されたわけであるが、この観念を敷衍すれば次のようである。

- 1) 天皇はその家系の故に他国の元首にまさる。
- 2) 日本国民はその家系、血統の故に他国民にまさる。
- 3) 日本列島は神に起源を発するが故に他国にまさる。¹⁾

天皇は神の子孫というわけだから、社会思想的に見ればこのイデオロギーは「王権神授説」に立脚するものである。ちなみに天皇はこの年頭詔書において「現御神」とすることは架空なることとしたが、自らを「神」の子孫と見なすことまで否定したわけではない²⁾。

② イデオロギーの注入

1) 学校教育による注入

小2「修身」教科書：「日本ヨイ国キヨイ国。世界ニ一ツノ神ノ国。」

「明治憲法」：「……万世一系ノ天皇……」「天皇ハ神聖ニシテ……」

「教育勅語」：「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ、天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」

「国体の本義」：「臣民の道は……億兆心を一つにして天皇に仕え、奉るところにある。即我等は、生まれながらにして天皇に奉仕し、……。」「忠は、天皇を中心として奉り、天皇に絶対随順する道である。」

2) 国家神道体系による注入

- i) 伊勢神宮を頂点とする神社の体系
- ii) 靖国神社を頂点とする護国神社の体系：靖国神社→(県市町)護国神社→忠魂碑

③ **絶対随順を仕上げるための宗教的イデオロギー装置＝靖国神社**

1) 合祀の対象は**天皇に絶対随順**した戦死者だけである（戊辰戦争や西南戦争の反官軍＝「賊軍」の戦死者は合祀されない）。

2) 合祀された者は**国の神様**となり、遺族ではなく**国家に帰属**する³⁾。

「靖国で会おう」という合言葉はイデオロギー注入の当然の帰結であり、これをもって参拝を正当化することは本末転倒である。こうした正当化はまた国家神道イデオロギーの正当化をも意味する。

イデオロギーを注入され、戦争に動員された戦死者＝犠牲者に対する敬意と感謝とは**絶対随順**を求める者の立場に立つ言葉であり、侵略戦争という認識とは相容れないものであることは言うまでもないであろう。

2. 首相の靖国参拝の問題性

一つには**憲法違反**の疑いが濃厚であることである。合憲とする判決がいまだ一つも存在しないことを忘れてはならない。

もう一つには**A級戦犯を免罪**し先の侵略戦争を正当化することである。

3. 小泉元首相の参拝の矛盾

彼は一方では次のように言う。「過去の一時期、誤った国策にもとづく植民地支配と**侵略**を行った。……〔先の戦争を自存自衛と植民地主義からの解放とする〕靖国神社の考えを支持しているわけでもない。」

他方では次のように言う。「A級戦犯のための参拝ではなく、戦没者への**敬意と感謝**を表すためである。」⁴⁾

侵略戦争のために動員され戦死した犠牲者に**敬意と感謝**を捧げるとはいかにも奇妙であり、これら二つの言動は整合しない。誤った国策の犠牲者には衷心からの哀悼あるのみではないだろうか？

[IV] 従軍（軍隊）慰安婦問題の再燃

1. 安倍前首相の発言（「記者会見」07.3.1）

「旧日本軍による従軍慰安婦を強制的に集めて管理した証拠（**狭義の強制性**）はない」と言い、河野官房長官談話の見直しを容認した。河野官房長官談話の核心部分は次の如くである。

「本人たちの意に反して集められた事例が多数あり、……官憲等が直接これに加担したこともあった」(93.8)。この談話の発表の際の資料調査が不十分なものであったとの指摘が当初からあるが、しかしすでに発表の前年に、日本軍が直接関与したオランダ人慰安婦事件に関する新聞報道が行われている¹⁾。

2. 国会議員・教授等による米紙広告(『ワシントン・ポスト』07.6.14)²⁾

「事実」という表題を持つこの広告の主な内容は次の如くである。

- 1) 日本軍による「従軍慰安婦」の強制を示す**歴史文書はない**。
- 2) 強制的にオランダ女性を集めたケースはあるが、責任者の将校は**処罰された**。
- 3) 「慰安婦」は「**性の奴隷**」ではなく、公娼制度の下で働いており、当時公娼制度は当たり前であった。多くが**将軍より高収入**を得ていた。1945年、占領軍当局は米兵によるレイプを防止するため「慰安所」を設立するように要請した³⁾。

この「事実」という広告は韓国人団体による同紙の全面広告「従軍慰安婦の真実」(4月末)に對抗したものである。

1)に関するコメント

アジアの女性が日本軍に強制的に慰安婦にされたことを示す**尋問調書**(東京裁判)が存在する⁴⁾。

2)に関するコメント

これは歴史の捏造であり、軍は関係者の誰一人も**処罰していない**。計画実行した幹部候補生隊の隊長の少将は翌年には(45.3)中將に昇進し、敗戦直前には勲一等瑞宝章を受けている。抑留所の女性の利用を発案した一人である中佐は、戦犯裁判を避けるため戦後郷里の寺院で割腹自殺している。インドネシア関係の慰安婦事件としてはマゲラン事件(強制された慰安婦13人)、スマラン事件(同24人)、フロレス島事件(同20人)がある⁵⁾。

3)に関するコメント

軍の慰安所には**軍直営**のもの、軍が**管理・統制**するもの、軍が**指定**したものという三種類がある。日本人慰安婦はともかく、朝鮮人・中国人などの慰安婦は大方、詐欺による勧誘、暴力的進行により集められた。これらの女性は「慰安婦」を**強制された**のであり、まさに**性奴隷**と呼ぶにふさわしい。

軍人の年俸は次のとおりである。大將6600、中將6000、少將5000円、上等兵126円(10.5×12)、一等兵108円(9.0×12)。戦時体制になると、月々この他に大將220、中將200、少將167円から伍長23円に至るまでの加俸が支払われる⁶⁾。

普通の慰安婦が受け取るのは40年代では軍人一人につき一円である。多い場合には相手の数は一日20~30人にもなる。単純に計算すれば将軍並みの数千円という年収も確かに慰安婦にとって可能である。そうだとすると彼女たちが奴隷状態にあることに変わりはない。加えるに慰

安婦の取分は4～5割で、多くの場合、衣装代・化粧品代などの日用品が法外な値段で借金に繰入れられ、取分のほとんどすべては借金返済に当てられた。借金がなくなっても、**軍事郵便貯金**・国防献金などの名目で強制的に差引かれ、お金をもらえない場合も少なくなかった。郵便貯金は日本人慰安婦には戦後払い戻されたが、韓国人慰安婦を含め、植民地出身者には払い戻されていない。**軍票**（当時発行分45億円）は、慰安婦のものも含め、戦後文字どおり紙屑となった。現在（00年）の消費者物価指数は日米開戦から敗戦に至るまでの平均の約600倍であるから、軍票の現在価値は約2兆7000億円に相当する⁷⁾。

なお未返還の軍事郵便貯金は財務省資金運用部に預託され、日本の財政投融资計画の財源となり、中小企業振興、住宅整備などに利用され⁸⁾、日本の戦後復興の一翼を担ったことは銘記されねばならない。

占領軍による慰安所設立の要請について言えば、まず日本政府が敗戦3日後に（占領軍の進駐はその10日後）慰安婦を集める指令を出し、慰安所を作らせている。笹川グループなどの右翼が積極的に介入した⁹⁾。

3. 各国議会による謝罪要求決議案の可決

- ① 米下院本会議（07.7.31）：共同提案者167人（定数435人）
 - 1) 日本政府は責任を認め、**謝罪**すべきだ。
 - 2) 謝罪には首相が**公式の声明**を出すべきだ。
 - 3) 日本政府は慰安婦問題がなかったという**主張に反論**すべきだ。
 - 4) 日本政府はこの問題を現在と**将来の世に教える**べきだ。
- ② オランダ下院（11.20）、カナダ下院（11.28）でも米下院と同様の決議が採択される¹⁰⁾。
- ③ 欧州議会本会議（27カ国。シュトラスブルグ12.13）
決議の内容は米、カナダ、オランダのそれを超えた重いものである¹¹⁾。

[V] 戦後の賠償と補償

1. 国家賠償と補償

① 国家賠償の累積額：1兆3091億2850万円

現在価値換算：約17兆6051億円（消費者物価指数にもとづく）

そのうち中国関係（本土＋台湾）は約10兆4990億円である。中国は確かに二国間協定による国家賠償は放棄したが、中間賠償と在外資産による賠償は受け取っている。

* 「各種請求権解決」のうち、賠償部分79億5406万円（現在価値477億2436万円）と対中

国資金協力 2860 億円を含む¹⁾。

② 国家等による補償の累積額：833 億 .6250 万円

現在価値換算：1489 億 7500 万円

* 「各種請求権解決」のうち、補償部分 131 億 2250 万円（現在価値 787 億 3500 万円）を含む。

ナチス迫害犠牲者とナチス強制労働者に対するドイツの累積補償額 8 兆 6000 億円との落差はあまりにも大きい。ドイツのこの補償額を現在価値換算すればその額はさらに膨らむものと考えられる。韓国に対する準賠償のうち 10% = 108 億円（現在価値 432 億円）を補償として加算しても²⁾、日本の補償総額は 1921 億 7500 万円でしかなく、仮に 1/3 を補償としても 3000 億円にはなお達しない。しかるに米軍駐留経費に対するいわゆる「思いやり予算」はこのところ毎年 2000 億円を上回り、2700 億円を超えた年度さえ数回に及ぶ。つまり日本の戦後補償の総額は高々「思いやり予算」の単年度分にすぎないわけである。米国に対する過剰な思いやりと戦争犠牲者に対する酷薄さ、ここに戦後日本の姿勢が如実に示されていると言える³⁾。

ドイツに比べ日本の補償をかくも小額にとどめた理由としては次のようなものがある。① 冷戦体制に編入されたこと。② その結果、旧支配層が引き続き支配層として留まったこと。③ 歴史の事実を直視するどころかそれを隠蔽・捏造するという姿勢がこの層には根強く存在したこと（歴史認識の問題）。④ 国籍条項を設けて旧植民地出身の軍人・軍属を戦後補償の対象からはずしたこと。⑤ サンフランシスコ条約第 14 条(b)を楯に、個人の請求権を退けてきたこと。⑥ ドイツとは異なり、日本の周辺諸国は発展途上国であったこと。

補償の具体的内容は次のとおりである。

1) 連合国捕虜に対する補償（平和条約 16 条関連）

中立国等にある日本の在外資産を売却して当てる。赤十字国際委員会 ICRC が仲介して、56、61 年の 2 回にわたり半額ずつ 14 カ国元捕虜に配分した。一人当たり合計 2 万 8000 円、**現在価値**(×6)16 万 8000 円、総額 45 + 14 = 59 億円、**現在価値 354 億円**である。見てのとおり一人当たりの補償額はわずかである。

イギリスとオランダについてやや詳しく言えば次のとおりである⁴⁾。

i) イギリス (ICRC 分 + 資産接收分)

軍人 (約 5 万人) : 8 万 3000 円/人 **現在価値 49 万 8000 円**

文民 (約 8800 人) : 5 万円/人 **現在価値 30 万円**

イギリス人関係者は「補償というにはあまりにもわずか。救済と謝罪という意味をなさない。」として近年 2 万ドル/人を要求していたが、結局のところイギリス政府が日本軍による自国捕虜等 (1 万 6700 人) に補償金を追加支給することになった。総額 265 億円、160 万円/人。(抑留中の死者 : 1 万 2433 人)

ii) オランダ (ICRC 分のみ)

軍人 (約 4.2 万人) : 2 万 8000 円/人 **現在価値 16 万 8000 円**

元捕虜・民間人抑留者（約10万人）の不满に応え、オランダ政府も補償金を追加支給することになった。総額171億円、約16万円/人。⁵⁾

2) オランダに対する補償（1956年「私的請求権解決議定書」分）

民間抑留者（約9万人）：4万円/人 **現在価値** 24万円

3) 台湾人戦死者・重度戦傷者弔慰金（見舞金）の支払い

200万円/人。すでに2万8千人に支給済み。

4) サハリン在住韓国人引揚げ等の政府負担金

敗戦後日本人はほとんど引き揚げたが、朝鮮人は1000人弱そうしただけで、4万2000人が残された⁶⁾。

5) 在韓被爆者特別基金

朝鮮人被爆者（推定）：広島7万人（死者3万5千人）、長崎3万人（死者1万5千人）⁷⁾

6) 平和条約国籍離脱者等に対する支給

戦傷病者本人には見舞金200+老後特別給付金200=400万円が支給。

遺族には弔慰金260万円が支給。

日本は敗戦までは植民地出身者を日本の軍人・軍属として徴用しながら、戦後は新たに設けられた国籍条項を楯に取り、一転して彼らを補償の対象から排除してきた。英米仏独伊の各国はいずれも外国人兵士に対しても自国民とほぼ同様の一時金または年金を支給している。「国籍離脱者等の戦没者・遺族等への弔慰金等支給法」（00年5月）の制定によって、一時金ではあるが、遅れ馳せながらようやく日本でもそれが行われるようになったわけである。しかし日本人の場合、重度戦傷病者には8000万円以上支給されるので、両者の落差はきわめて大きい。

7) 元従軍慰安婦への補償（アジア女性基金：募金5.7億円、政府出資金8.3億円）

i) アジア人への補償

償い金200万円（国民の寄付金分）+医療福祉金120～300万円（政府持出し分）/人。285人が受け取る。（02年5月打ち切り。07年よりNPOが事業の一部を継承）。

ii) オランダ人への補償

認定された元慰安婦は79人である。医療福祉分野の財・サービスを提供する。300～330万円/人。総額2億4500万円（全額政府が出資）。

以上の如く、存命の元慰安婦約700人中、合計364（285+79）人、52%の人びとが受け取っている。

2. オランダとの私的請求権解決議定書の問題性

① 吉田・スティッカー書簡（51.9.7～8）

サンフランシスコ平和条約に調印する直前に日本は連合国の一員であるオランダと次のような書簡を交わしている。

1) オランダ政府 (1951.9.7) : 「平和条約第 14 条(b) は……各連合政府が自国民の私的請求権を剝奪することを包含していない。」

2) 日本政府 (9.8 付け書簡) : 「平和条約の下において連合国民はかかる請求権につき満足を得ることはできないであろうということ、しかし日本政府が**自発的に処置**することを希望するであろう連合国民のあるタイプの私的請求権が存在することを、ここに指摘します。」⁸⁾

この書簡にもとづき後に議定書が結ばれ (1956.3.13)、日本は 1000 万ドル (36 億円、現在価値 216 億円) をオランダに見舞金として**自発的に処置**することになった (アメリカはこの書簡を 50 年後の 01 年によく公開した)⁹⁾。サンフランシスコ条約第 14 条(b)には周知の如く請求権に関する次のような規定がある。すなわち「この条約に別段の定めがある場合を除き、連合国は……連合国及びその国民の他の請求権……を放棄する。」

オランダに対する補償は、**日本からの自発的処置**という形式をとる限り、確かにこの条約で言う請求権の放棄に直ちに反するわけではない。だがしかし、先の書簡の経緯から明らかなように、オランダが日本に対しそれとなく補償を請求したのも事実である。換言すれば、オランダに対する措置は連合国民の請求権を、日本の「自発的処置」という形で、密かに救済し認めたという性質のものである。サンフランシスコ条約第 26 条には次のように書いてある。「日本国が、いずれかの国との間で、この条約の定めるところよりも**大きな利益をその国に与える平和処理**又は戦争請求権処理を行ったときは、これと**同一の利益は、この条約の当事国にも及ぼさなければならない。**」こうした規定があるからこそかの往復書簡は 50 年の長きにわたり封印されてきたのであろう。

② 道義的未決着について

この条約を楯に取り、日本政府は「国による個人補償は行わない」「賠償や補償の問題は法的、行政的には決着済みである」と公式には言ってきたが、自発的という形であればオランダ以外の国民の私的請求権にも当然応えることができたはずである。というのも、オランダには補償するが、他の国民には補償しないという合理的な根拠は全く見当たらないからである。拒む主な理由として考えられるのは、その場合には補償金の総額が莫大なものになるという恐れであろう。

ドイツは 20 世紀最後の年にナチス強制労働者などに対する補償のための「記憶・責任・未来基金」を設け、残された補償問題の解決に乗り出した。支払い作業がほぼ終了した時点での報告書 (06.6.21) によれば、受給者は 170 万人弱、補償金の総額は 7200 億円強である¹⁰⁾。これは先に述べた「思いやり予算」のほぼ 04~06 年度分の合計に相当する金額であり、報道されているような米軍のグアム移転に伴う日本側負担金 60.9 億ドルを数百億円上回る程度である。

日本の政府・外交は二枚舌だという国際的批判を甘受せざるをえないであろう。個人の賠償請求権を否定した最高裁判決 (07.4.27) もサンフランシスコ条約を根拠にしている。しかし最高裁はその際、吉田・スティッカー書簡を公知の事実とし、「自発的な対応の余地がある」としなが

らも、「上告人を含む関係者において、被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待される」と言うにとどまり、**政府による自発的救済の努力**については何も言及していない。

そもそも法的決着そのものに二枚舌という欺瞞性があったわけであるが、しかし法的・行政的には仮に決着済みだとしても、**道義的には決してそうではありえない**。だからこそ欺瞞的な言辭を繰返しつつ、「補償」という言葉を極力用いないようにしながらも、日本政府は事実上の補償を幾つか行ってきたわけである。しかしその金額は先に見たようにドイツとは全く比較にならない程度のものである。道義的には依然として未決着であると言わねばならないゆえんである。父祖の罪はその子孫である世代の罪ではないにしても、**父祖の国を相続している限り**、ましてや経済大国となり、冷戦体制も終息した今日、父祖ともども、われわれはその罪に対する**道義的責任と補償の義務**を果たす必要があり、そうしなければ今後に大きな禍根を残すことになるであろう。

〔注〕

〔プロローグ〕

1) 荒井信一『戦争責任論』（岩波現代文庫 2005）p.182, 184 f.

2) 分かり易い口語訳を紹介すれば、次のとおりである。

(6) 「日本国民を欺き、誤り導いて世界征服に乗出させた者たちの権力と影響力は、永久に除去されねばならない。なぜなら、無責任な軍国主義が世界から駆逐されるまで、平和と安全と正義の新秩序は不可能であるとわれわれは主張するからである。」

(10) 「……われわれの捕虜を虐待した者を含むすべての戦争犯罪人に対しては厳格な処罰が加えられることとなる。日本政府は、日本国民の間における民主主義的傾向の復活及び強化に対するすべての障害を除去しなければならない。基本的人権の尊重のみならず、言論、宗教および思想の自由は確立されねばならない。」

3) 戦争は「帝国の自存」「東亜の解放」のためであり、「他国の主権を排し領土を侵す」つもりはなかったという趣旨の表現もそこには含まれている。

〔I〕

1) 吉田裕『昭和天皇の終戦史』（岩波新書 1992）p.17, 154. 寺崎英成『昭和天皇独白録』（文春文庫）p.44

2) 寺崎, 前掲書 p.34, 吉田, 前掲書 p.155. 3) 寺崎, 前掲書 p.42

4) 「M. ピンショップとの会談」（45.11.6）, 「近衛公手記」（『朝日新聞』45.12.20）

天皇の反応：「近衛は自分にだけ都合のいいことを言っているね」。近衛は9.6の御前会議の決定において戦争決意をなすことを黙過した。「現実には統帥部に対する内閣の政治的統制が実際に機能した事例も決して少なくない。「しかし、……日米交渉の妥結をめざしていた近衛が**天皇からの積極的な支援を得られなかった**と感じていたことも事実……」。

吉田裕, 前掲書, p.58, 61, 63 f.

*近衛の天皇に対する上奏（45.2.14）

そこでは近衛は「革命を避け国体を護持するために、一日も早く戦争終結を考えねばならない」と主張した。しかしこの時点での天皇は強気で、外交手段は米軍に一大出血を与えてからという考え方であった。軍の主流であった**本土決戦派**と同じ考え方であった。

荒井, 前掲書 p.180

5) 加瀬英明『天皇は日米開戦を停め得た!』

ちなみに、日本の最後通牒の全文がハル国務長官に手渡されたのは真珠湾に最初の爆弾が投下されてから55分後である。暗号解読係と外交官たちは前夜のパーティによる二日酔いで苦しんでおり、そのため大使館での暗号解読が遅れたのがその原因であるとされてきた（マニング『米従軍記者の見た昭和天皇』マルジュ社 2005, p.81）。

しかし予定どおり手渡されたとしても、それは「宣戦布告」ではなくあくまでも「交渉打ち切り」の通告でしかない。「だまし討ち」となった理由は、陸海軍が無警告攻撃を重視したこと、こうした軍の圧力に外務省幹部が同調したことの二点に存することが近年新たに解明されてきている（吉田裕『アジア・太平洋戦争』岩波新書 2007, p.20 f.）。

- 6) 「東京裁判」における木戸幸一の弁護士への質問に対して。
- 7) 「天皇・Mac. 第一回会談」（『Mac. 大戦回顧録』）。今日ではマッカーサーの捏造であるとする説が有力である。彼は「憲法第九条の発案者は幣原だ」と述べたが（51.5.5）、マッカーサー自身であるとする説が現在では有力である。
- 8) 荒井, 前掲書 p.179, 185 f., 吉田, 前掲書, p.204 f.
- 9) 吉田, 前掲書 pp.87~9.
- 10) 天宮昭一『占領と改革』（岩波新書 2008） p.150
- 11) 『月刊文芸春秋』03年7月号
- 12) 雨宮, 前掲書 p.47, 151
- 13) 粟屋憲太郎『東京裁判への道』上（講談社 2006） p.150 f.
- 14) 荒井, 前掲書 p.188 f.
 - i) 大東亜戦争は帝国が四囲の情勢に鑑み、やむをえざるに出でたものと信じていること。
 - ii) 天皇陛下に於かせられては飽くまで対米交渉を平和裏に妥協せしめられんことを御軫念あらせられること。
 - iii) 天皇陛下に於かせられては、開戦の決定、作戦計画の遂行に関しては憲法運用上確立せられ居る慣例に従わせられ、大本營、政府の決定したる事項を却下遊ばさざりしこと。
- 15) 『ドイツ・日本問題研究 III』（関西大学政治経済研究所 1995） p.188 f.
- 16) 粟屋・田中『戦争責任・戦後責任』（朝日新聞社 1994） p.261
- 17) 高木健一『戦後補償の論理』（れんが書房 1994） p.22 f.
- 18) 朝日新聞記者団『東京裁判』（講談社 1984）下 p.24, 春名幹雄『秘密のファイル』（新潮社 2003）上 p.342~5

【II】

- 1) 「隊長命令」の有無についてはなお今後の解明に待たねばならない点もあるが、しかし軍という上意下達の組織を考慮するとき、下士官が手榴弾を二個配る際に、「一個で攻撃せよ、捕虜になる恐れがあるときは、残る一個で自決せよ」と命じたという証言にはきわめて重いものがある。大城将保『沖繩戦の真実と歪曲』（高文研 2008） p.62, 73
ちなみに大阪地裁は先の判決で「集団自決には日本軍が深くかかわった」と認め、「軍命令があったと信じる相当な理由があった」と結論付けている（08.3.28）
- 2) 謝花直美『証言沖繩「集団自決」』（波新書 2008） p.111, 163
『世界』臨時増刊（2008.1） p.42 ff.
- 3) このところ元従軍兵士による南京事件に関する記録や証言が出版されている。小野・藤原・本多編『南京大虐殺を記録した皇軍兵士たち』（大月書店 1996） p.376 f.を参照されたい。「南京虐殺否定論」に対する項目ごとの批判書としては『南京大虐殺否定論 13のウソ』（柏書房 2005）がある。「百人斬り競争」裁判の詳細については『世界』05年11月号, p.225 以下を参照のこと。

【III】

- 1) 『靖国』（NHK 出版 2007） p.182, 185

- 2) 吉田, 前掲書, p.211, 原武史『昭和天皇』(岩波新書 2008) p.161
- 3) 大江志乃夫『靖国神社』(岩波新書 1985) p.136
「靖国の宮に御霊は鎮まるも、おりおり帰れ母の夢路に」
- 4) 『朝日新聞』05.6.2

[IV]

- 1) 『朝日新聞』92.7.21, 8.30
- 2) 国会議員 44 (自民 29, 民主 13, 無所属 2), 教授 8, 評論家 6, ジャーナリスト他 5 名
- 3) 『朝日新聞』07.6.15 など 4) 同前 07.4.15
- 5) 『週間金曜日』07.6.22, 6.1, 7.13
- 6) 「いまならいくら? (明治, 大正, 昭和の消費者物価)」
<http://chigasakioows.cool.ne.jp/ima-ikura.shtml>
- 7) 吉見義明『従軍慰安婦』(岩波新書 1995) 第 III 章, IV 章 p.145f.
- 8) 『戦後補償とは何か』(朝日新聞社 1994) p.68
- 9) 吉見, 前掲書, p.196f, 199
- 10) オランダ下院の要求事項 (『週間金曜日』07.12.14)
 - i) 日本政府は〔官房長官〕談話を逸脱する立場を二度と取らず, 強制売春制度の全的責任を取ることを。
 - ii) 女性たちの苦痛に対し, 道義的かつ金銭的補償を各人に直接履行すること。
 - iii) 日本の教科書で, 「慰安婦」が嘗めた苦難と大戦中の日本の行為の事実を正確に描写するように留意すること。
- 11) 欧州議会本会議の決議 (『週間金曜日』07.12.21)
 - i) 「生存中の『慰安婦』制度の被害者と亡くなった被害者の家族への賠償を効果的に履行する行政機構の設立」を日本政府に要請。
 - ii) 「性奴隷制度の被害者の賠償の障害となっている現行法の不備を除き, 個人の賠償請求権を認め, 高齢者は優先されるべく法整備」を国会に要請。
 - iii) 「被害者が強制的に奴隷状態に置かれたことはないなどの主張を公式に論破する」ように日本政府に要請。
 - iv) 「全ての国の道徳的義務に添い, 自らの歴史の全体を認め, 『慰安婦』問題を含めた 1930~40 年代の自国の行動への認識を涵養し, 現在と将来の世代にこれらの歴史事実を教育する」ように日本国民と政府に要請。

[V]

- 1) 〈日本の国家賠償・補償とその現在価値換算表〉
 - i) 中間賠償 (45.11~50.5)
(サンフランシスコ平和条約以前)
内訳: 中国 54.1% (現在価値 1169.6 億円),
フィリピン 19.0, イギリス 15.4, オランダ 11.5%
 - ii) 在外資産による賠償
(平和条約第 14 条(a)2(1)関連)
内訳: 中国 62.9% (8 兆 5603.5 億円), 朝鮮 18.5% (2 兆 5177.5 億円),
台湾 11.2% (1 兆 5242.5 億円)
 - iii) 占領された連合国 (4 カ国) に対する 2 国間賠償
(和条約第 14 条(b)関連の 2 国間協定)
 - iv) 準賠償 (無償供与)
 - v) 各種請求権解決
内訳 賠償部分 79 億 5406 万円: 現在価値=477 億 2436 万円

		当時の金額(円)	現在価値換算(00年, 円)
i)	中間賠償	1億6515万8839(39年)	2121億9313万
ii)	在外資産による賠償	3794億9900万(45年)	13兆6094億6000万
iii)	2国間賠償	3643億4280万(54~59年)	2兆1676億6000万
iv)	準賠償	2711億6760万(54~77年)	1兆2821億0000万
v)	各種請求権解決	210億7656万(55~57年)	1264億5000万
vi)	中国に対する資金協力(03年現在)		2860億
	台湾人戦死者・重度戦傷者弔慰金(補償)(88年9月)		600億
	サハリン韓国人引揚げ金(補償)(94年)		37億3000万
	在韓被爆者基金(補償)(92年)		40億
	従軍慰安婦への償い(02年)		14億
	平和条約国籍離脱者の戦没者等弔慰金(05年3月)		11億1000万
合計			17兆7541億0313万

補償部分 131 億 2250 万円：現在価値＝787 億 3500 万円

「各種請求権解決」の内訳は「賠償並びに戦後処理の一環としてなされた経済協力及び支払い等」にもとづく。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/qa/shiryo_06.html

vi) その後の追加

中国に対する資金協力 1416+技術協力 1446=2860 億円(無償)(03年現在)

*円借款：3兆472億円。

中国の戦争被害は国家が1200億ドル、民間が1800億ドルである(北京大学講師による試算)。ちなみに中国の歴史教科書では被害合計は5600億ドルとされている。

2) 10% 枠については『朝日新聞』(06.3.6)を参照のこと。

3) 防衛省「在日米軍駐留経費負担の推移」、『朝日新聞』08.2.13など。

1978年度に62億円で始まった「思いやり予算」は、ここ15年来、毎年2000億円以上を計上しており、08年度分を含めるとその累積額は5兆4300億円を超える。

4) 『戦後補償とは何か』p.64f.

その他の連合軍捕虜に対する補償(1955年 平和条約第16条関連)

i) 中国はICRCの配分に与っていない。

ii) アメリカはICRCの配分の権利を放棄した。捕虜3.1万人に1300ドル/人を支払う。日本の在米資産を接収しこれに当てた(?)。

iii) オーストラリア

存命元捕虜・死別した配偶者・民間人抑留者等(約1万人)に補償金を支給。総額160億円、約160万円/人。(2万2000人の捕虜のうち、抑留中の死者は約8000人)。

5) 『朝日新聞』00.12.14, 01.11.7

6) 高木健一『戦後補償の論理』p.130f.

7) 高木健一『今なぜ戦後補償か』(講談社2001)p.72

8) 『戦後補償とは何か』p.22ff., 64f.

ブルヘースト『東京裁判とオランダ』(みすず書房1997)p.166f.

cf.「慰安婦問題とアジア女性基金」,「オランダ捕虜抑留者裁判」

9) 「議定書」が結ばれるまでの経緯についてはブルヘースト, 前掲書第5章にやや詳しい叙述が見られる。

10) 熊谷徹『ドイツは過去とどう向き合ったか』(高文研2007)p.84f.

『週間金曜日』（07.8.10）p.37

受給者の内訳

- i) 強制労働被害者（166万5690人），
- ii) 人体実験被害者（8032人），
- iii) 没収等による経済的被害者（1万5781人），
- iv) 遺族生命保険受給者（6622人）